

2 教育職員免許状の取得について

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(中高6年一貫教育校)、特別支援学校及び幼稚園の教諭、養護教諭、栄養教諭等になろうとする者は、教育職員免許法(以下「免許法」という。)に基づく教育職員免許状(以下「免許状」という。)を有する者でなければなりません。免許状は、免許法の定める資格要件を満たしたのち、各都道府県教育委員会に申請することにより、授与されるものです。

(1) 免許状の種類等

本学大学院において取得できる免許状の種類は「専修免許状」であり、一種免許状は取得できません(特別支援学校教諭一種免許状を除く。)。免許状の種類と資格は「別表1」、各学術院・研究群で取得できる免許状の種類及び教科は「別表2」のとおりです。

なお、他学術院・研究群で取得できる免許状の種類及び教科であっても、当該学術院・研究群の免許状取得に必要な所定の単位数を修得し、資格要件を充たした場合は取得可能です。

(2) 専修免許状取得のための資格要件

専修免許状を取得するには、「当該教科等の一種免許状を有していること、あるいは当該教科等の一種免許状の資格要件を満たしていること」が必要であり、これらに加えて、基礎資格として「(※1)修士の学位を有すること」及び所定の単位数を修得のうえ、各都道府県所定の申請(免許法第5条申請)を行うことにより、免許状を取得することができます。

専修免許状取得に必要な単位数

- | | | |
|--|---|--|
| ①小学校教諭専修免許状
②中学校教諭専修免許状
③高等学校教諭専修免許状
④養護教諭専修免許状
⑤栄養教諭専修免許状
⑥特別支援学校教諭専修免許状 | } | ……………(※2)「大学が独自に設定する科目」を24単位以上

……………(※3)「特別支援教育に関する科目」を24単位以上 |
|--|---|--|

(※1)の修士の学位を有することには、当該学術院・研究群において、1年以上在学し、専修免許状取得に必要な単位数24単位以上を含めて30単位以上(修了要件以外の単位を含む)を修得した学位取得見込者を含みます。

(※2)の「大学が独自に設定する科目」を24単位以上の「24単位」とは、「別表1 免許状の種類と資格」の大学における最低修得単位の「大学が独自に設定する科目」欄の専修免許状の最低修得単位数から、同欄の一種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を示します。

(※3)同様に「特別支援教育に関する科目」欄の専修免許状の最低修得単位数(50単位)から、同欄の一種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を示します。

一種免許状を有していない場合は、その資格要件を満たすことが必要であり、希望する免許状が取得できる大学学部等の科目等履修生として免許状取得に必要な所定の単位等を修得してください。(本学学群の科目等履修生として在籍し、単位を修得することも可能ですが、免許状の種類や教科によっては履修できない場合があります。)

一種免許状の取得を希望する者は、一種免許状の資格要件を満たしたうえで、「個人申請」により取得してください。(次項の「(4)免許状取得のための申請 ○個人申請」を参照)

なお、一種免許状の資格要件を満たしている場合は、一種免許状を有していなくても、専修免許状の資格要件を満たすことにより、専修免許状を取得できます。ただし、一括申請での免許状取得を希望する場合には、専修免許状の一括申請受付時(11月頃)までに、申請教科の一種免許状にかかる全ての単位等を修得していることが条件です。(専修免

許状の一括申請までに一種免許状が取得可能な場合には、あらかじめ一種免許状を取得することを検討ください。)

現職教員については、教職歴によっては軽減措置がとられる場合(免許法第6条申請)がありますので、必要な単位数等について、申請する各都道府県教育委員会に確認してください。

(3) 大学が独自に設定する科目

本学大学院における「大学が独自に設定する科目」は、「別表3」とおりです。

また、これらの科目は、免許状取得のための単位であると同時に、修了に必要な単位として数えることができます。

他研究科・他専攻の科目の扱いについては、所属の研究群にお問合せください。

(4) 免許状取得のための申請

免許状を取得するための申請は、大学が申請者に代わって茨城県教育委員会に申請する「一括申請」と、個人がそれぞれの居住する都道府県教育委員会に申請する「個人申請」があります。

○一括申請

「本学修士課程・博士前期課程における3月末修了予定者」及び「一貫制博士課程で3月末の学位記授与式において修士の学位を取得し、3末日退学予定者」に限り、学位記授与式に免許状を交付できるよう配慮した申請方法として、本学が申請者に代わって関係書類を一括して、茨城県教育委員会に申請するものです。

なお、現職教員についても、学位記授与式後4月までに免許状が必要であるなど、特別な事情がある場合は申請することができますので、所属の支援室大学院教務担当並びに勤務先学校の所在する都道府県教育委員会に確認してください。

一括申請希望者は、必要書類を所定の期間(例年11月頃)に提出しなければなりません。詳細については掲示により周知しますので、見落としのないよう注意してください。

一括申請の対象となるのは、本学大学院において認定を受けている免許状の種類及び教科(別表2参照)のみです。例えば中学校教諭一種免許状等については対象となりませんので、個人申請により取得してください。

○個人申請

大学院修士課程及び博士前期課程修了時に一括申請を行わなかった者、一貫制博士課程の在学学生、修了生及び免許状の不足単位を大学院科目等履修生などで修得する者は、「個人申請」により免許を取得してください。

個人申請の申請先は、居住地の各都道府県教育委員会となるため、申請の方法や申請書類を確認のうえ、各自で申請してください。

茨城県に申請する場合……………茨城県教育庁学校教育部教育改革課人材育成担当(教員免許)

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978-6 ☎029-301-5274

個人申請を行う場合に必要な「学力に関する証明書」(別紙2の免許状の種類と教科に限る。)は、学位記授与式後、本人の申請により各支援室(大学院教務担当)において交付を受けてください。

(5) 博士後期課程での教員免許状の取得について

本学博士後期課程では、文部科学省の教職課程認定を受けていないため、専修免許状を取得することはできません。

免許状の取得を希望する者は、博士前期課程の科目等履修生として「別表3」に掲げる科目を修得し、個人申請により取得してください。

なお、専修免許状を取得するには、一種免許状を有していること又は一種免許状の資格要件を満たしていること、及び修士の学位を取得(1年以上在学し、30単位以上取得した学位取得見込者を含む。)していることが必要です。

別表 1 免許状の種類及び資格

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				
				教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理 解に関する科目	道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育実践に 関する科目	大学が独自に 設定する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	30	10	10	7	26	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	30	10	10	7	2	
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	28	10	10	5	28	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	28	10	10	5	4	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	12	6	6	5	4	
高 等 教 学 諭 校	専修免許状	修士の学位を有すること。	24	10	8	5	36	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	24	10	8	5	12	
特 別 支 援 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						16

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				
				養護に関する 科目	教育の基礎的理 解に関する科目	道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育実践に 関する科目	大学が独自に 設定する科目
養 護 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	28	8	6	7	31	
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	28	8	6	7	7	
		ロ 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	3	2		2		
		ハ 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	6	2		2		
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ロ 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受けていること。 ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。	24	5	3	6	4	

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				
				栄養に関する 科目	教育の基礎的理 解に関する科目	道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育実践に 関する科目	大学が独自に 設定する科目
栄 養 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	4	8	6	4	24	
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	4	8	6	4		
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	2	5	3	4		

(注)

1. 各表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を示す。

別表2 免許状の種類及び教科（令和元年度以前入学者用）

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
人文社会科学研究科	哲学・思想専攻	中学校教諭 専修免許状 高等学校教諭 専修免許状	社会 公民
	文芸・言語専攻	中学校教諭, 高等学校教諭 専修免許状 中学校教諭, 高等学校教諭 専修免許状	国語 英語
図書館情報メディア研究科	図書館情報メディア専攻	高等学校教諭 専修免許状	情報

(4) 人文社会科学部 哲学・思想専攻

免許 教科	科目番号	授 業 科 目	単位数	専修免許状 修得単位数
社 会 公 民	02DBK50 02DBK51	哲学原論演習(4) AおよびB	各1	24 単 位
	02DBK54	現代哲学Ⅰ演習(4) A	1	
	02DBK57 02DBK58	現代哲学Ⅱ演習(4) AおよびB	各1	
	02DBK61 02DBK62	東洋哲学(4) AおよびB	各1	
	02DBK65 02DBK66	東洋哲学演習(4) AおよびB	各1	
	02DBK69 02DBK70	西洋哲学Ⅰ(4) AおよびB	各1	
	02DBK73 02DBK74	西洋哲学Ⅰ演習(4) AおよびB	各1	
	02DBK77	西洋哲学Ⅱ演習(4) A	1	
	02DBL50 02DBL51	倫理学原論(4) AおよびB	各1	
	02DBL54 02DBL55	現代倫理学演習(4) AおよびB	各1	
	02DBL64 02DBL65	日本倫理思想史(4) AおよびB	各1	
	02DBM60 02DBM61	宗教学Ⅰ(4) AおよびB	各1	
	02DBM64 02DBM65	宗教学Ⅰ演習(4) AおよびB	各1	
	02DBM68 02DBM69	宗教学Ⅱ(4) AおよびB	各1	
	02DBM72	宗教学実習(4)	2	
	02DBM75 02DBM76	宗教思想Ⅰ(4) AおよびB	各1	
	02DBM79 02DBM80	宗教思想Ⅰ演習(4) AおよびB	各1	
	02DBM83 02DBM84	宗教思想Ⅱ(4) AおよびB	各1	
	02DBM87 02DBM88	宗教思想Ⅱ演習(4) AおよびB	各1	
	02DBM91 02DBM92	宗教思想Ⅲ(4) AおよびB	各1	
	02DBM95 02DBM96	宗教哲学演習(4) AおよびB	各1	
	02DBG50 02DBG51	哲学原論演習(3) AおよびB	各1	
	02DBG54	現代哲学Ⅰ演習(3) A	1	
	02DBG57 02DBG58	現代哲学Ⅱ演習(3) AおよびB	各1	

免許 教科	科目番号	授 業 科 目	単位数	専修免許状 修得単位数
社 会 公 民	02DBG61 02DBG62	東洋哲学(3) AおよびB	各1	24 単 位
	02DBG65 02DBG66	東洋哲学演習(3) AおよびB	各1	
	02DBG69 02DBG70	西洋哲学Ⅰ(3) AおよびB	各1	
	02DBG73 02DBG74	西洋哲学Ⅰ演習(3) AおよびB	各1	
	02DBG77	西洋哲学Ⅱ演習(3) A	1	
	02DBH50 02DBH51	倫理学原論(3) AおよびB	各1	
	02DBH54 02DBH55	現代倫理学演習(3) AおよびB	各1	
	02DBH58 02DBH59	西洋倫理思想史演習(3) AおよびB	各1	
	02DBH64 02DBH65	日本倫理思想史(3) AおよびB	各1	
	02DBJ60 02DBJ61	宗教学Ⅰ(3) AおよびB	各1	
	02DBJ64 02DBJ65	宗教学Ⅰ演習(3) AおよびB	各1	
	02DBJ68 02DBJ69	宗教学Ⅱ(3) AおよびB	各1	
	02DBJ72	宗教学実習(3)	2	
	02DBJ75 02DBJ76	宗教思想Ⅰ(3) AおよびB	各1	
	02DBJ79 02DBJ80	宗教思想Ⅰ演習(3) AおよびB	各1	
	02DBJ83 02DBJ84	宗教思想Ⅱ(3) AおよびB	各1	
	02DBJ87 02DBJ88	宗教思想Ⅱ演習(3) AおよびB	各1	
	02DBJ91 02DBJ92	宗教思想Ⅲ(3) AおよびB	各1	
	02DBJ95 02DBJ96	宗教哲学演習(3) AおよびB	各1	

(6)人文社会科学研究科 文芸・言語専攻(5年一貫制課程)

免許 教科	科目番号	授 業 科 目	単位数	専修免許状 修得単位数
国 語	02DSA34	日本中古文学研究(1A)	1	24 単 位 以 上
	02DSA35	日本中古文学研究(1B)	1	
	02DSA36	日本中古文学研究(2A)	1	
	02DSA37	日本中古文学研究(2B)	1	
	02DSA38	日本近代文学研究(1A)	1	
	02DSA39	日本近代文学研究(1B)	1	
	02DSA41	日本近代文学研究(2A)	1	
	02DSA42	日本近代文学研究(2B)	1	
	02DSA65	中国文学研究(1A)	1	
	02DSA66	中国文学研究(1B)	1	
	02DSA67	中国文学研究(2A)	1	
	02DSA68	中国文学研究(2B)	1	
	02DT909	音韻論A	1	
	02DT910	音韻論B	1	
	02DT911	形態論A	1	
	02DT912	形態論B	1	
	02DT921	日本語文法論IA	1	
	02DT922	日本語文法論IB	1	
	02DT923	日本語文法論IIA	1	
	02DT924	日本語文法論IIB	1	
	02DT925	日本語意味論A	1	
	02DT926	日本語意味論B	1	
	02DT927	日本語談話論A	1	
	02DT928	日本語談話論B	1	
	02DT929	古典日本語学A	1	
	02DT930	古典日本語学B	1	
	02DT973	国語教育学A	1	
	02DT974	国語教育学B	1	
	02DT975	日本語教育学IA	1	
	02DT976	日本語教育学IB	1	
	02DT977	日本語教育学IIA	1	
	02DT978	日本語教育学IIB	1	

免許 教科	科目番号	授 業 科 目	単位数	専修免許状 修得単位数
英 語	02DT903	生成統語論A	1	24 単 位 以 上
	02DT904	生成統語論B	1	
	02DT905	認知意味論A	1	
	02DT906	認知意味論B	1	
	02DT941	英語統語論A	1	
	02DT942	英語統語論B	1	
	02DT943	英語意味論A	1	
	02DT944	英語意味論B	1	
	02DT979	外国語教育学A	1	
	02DT980	外国語教育学B	1	
	02DT529	英語意味論演習(5A)	1.5	
	02DT530	英語意味論演習(5B)	1.5	
	02DT539	英語統語論演習(5A)	1.5	
	02DT540	英語統語論演習(5B)	1.5	

(30)図書館情報メディア研究科 図書館情報メディア専攻(博士前期課程)

免許 教科	科目 番号	授 業 科 目	単位数	専修免許状 修得単位数
情 報	01MBA03	インターネットと法	2	24 単 位 以 上
	01MBA04	知的財産の管理と利用	2	
	01MBA06	情報探索と検索	2	
	01MBB03	データ工学特論	2	
	01MBB05	セマンティックウェブ	2	
	01MBB06	インフォメトリクス	2	
	01MBB07	コンテンツ制作論	2	
	01MBB08	音声・音響メディア処理	2	
	01MBB09	画像・映像メディア処理	2	
	01MBB10	認知科学特論	2	
	01MBB11	ヒューマンコンピュータ・インタラクション	2	
	01MBB12	情報デザイン	2	
	01MBB19	アルゴリズム特論	2	
	01MBB20	データサイエンス概論	2	
	01MBC02	デジタルドキュメント	2	
	01MBC03	デジタルライブラリ	2	
01MBC04	デジタルアーカイビング	2		